

# 越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領

市長決裁 令和3年3月31日

## (目的)

第1条 この要領は、本市の介護サービスを提供する事業所及び施設（以下「事業所等」という。）並びに事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）を認証する制度（以下「認証制度」という。）を実施することにより、その取組のレベルアップ及びその職員育成を促進するとともに、その「見える化」による新たな人材の参入を図り、もって本市の介護が一層向上することを目的とする。

## (対象者)

第2条 認証制度に基づく認証（以下「認証」という。）の対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市長が指定した事業所等のうち、別表第1に掲げる認証対象サービスに該当するものとする。

## (認証等)

第3条 市長は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める事業所等を認証するものとする。

- (1) 1つ星 別表第2に掲げる宣言の内容に賛同する事業所等
  - (2) 2つ星 1つ星の基準を満たし、かつ、別表第3に掲げる認証項目を満たす採用、育成等への取組が充実している事業所等
  - (3) 3つ星 1つ星及び2つ星の基準を満たし、かつ、別表第4に掲げる認証項目を満たす採用、育成等への取組が高い水準で充実している事業所等
- 2 認証の有効期間は、1つ星の認証にあっては無期限とし、2つ星及び3つ星の認証にあっては当該認証日（第9条の更新がされた場合にあつ

ては、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日) から起算して3年を経過する日の属する月の末日とする。

(認証の申請等)

第4条 認証を希望する事業者は、次の各号に掲げる星の区分に応じ、当該各号に定める様式により市長に申請するものとする。

- (1) 1つ星 越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請書(1つ星)(第1号様式)
- (2) 2つ星 越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請書(2つ星)(第2号様式)
- (3) 3つ星 越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度申請書(3つ星)(第3号様式)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、前項の規定による申請(以下「申請」という。)をすることができない。

- (1) 過去1年間に法令に抵触し、又は不正な運営を行った事業者
- (2) 過去5年間に不正請求又は虐待等の事件により行政処分又は刑事処分を受けた事業者
- (3) 労働基準監督署から是正勧告を受け、速やかに対応しなかった事業者
- (4) 指定効力停止以上の行政処分を受けた事業者
- (5) 社会保険料又は労働保険料に未納がある事業者
- (6) 公序良俗に反する事業を行った事業者
- (7) 第13条の規定により認証を取り消され、その取消の日から3年を経過していない事業者

3 申請を取り下げようとする者は、越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請取下申出書(第4号様式)により市長に申し出るものとする。

(意見聴取等)

第5条 市長は、申請があったときは、申請書及びその添付書類の記載内

容に相違ないかどうかを確認するため、当該申請者に対して必要に応じ意見聴取又は実地検査を行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該申請者に対し、意見聴取又は実地検査を行う旨を通知し、当該申請者は、その通知を受けたときは、意見聴取又は実地検査に誠実に協力するものとする。

(申請の認証等)

第6条 市長は、第4条第1項第1号の規定による申請の内容が別表第2に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請者を認証するものとする。

2 市長は、第4条第1項第2号の規定による申請の内容を審査するに当たっては、その内容が別表第3に掲げる認証項目に適合するか判断するため、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

3 市長は、第4条第1項第3号の規定による申請の内容を審査するに当たり、その内容が別表第4に掲げる認証項目に適合するか判断するため、審査委員会に審査を行わせるものとする。

4 市長は、第4条第1項の規定による申請を認証したときは、越谷市介護人材採用・育成事業者認証通知書（第5号様式）により、不認証の決定をしたときは越谷市介護人材採用・育成事業者不認証通知書（第6号様式）により、当該申請者に対し通知するものとする。

5 市長は、その認証した事業所等（以下「認証事業所等」という。）の認証区分、名称、所在地、電話番号、サービス種類及びホームページアドレス等を公表するとともに、認証書を交付する。この場合において、認証書の交付を受けた認証事業所等は、その運営する事業所等に掲示するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第7条 市長は、介護人材の参入及び育成並びに市民への情報提供を目的

とし、認証事業所等について、広く情報の提供を行うものとする。

2 前項の提供に当たり、市長から情報提供等の求めがあった場合は、認証事業所等はこれに協力するよう努めるものとする。

3 認証事業所等は、認証制度について、周知に努めるものとする。

(認証の更新)

第8条 2つ星及び3つ星の認証の更新を受けようとする認証事業所等は、当該有効期間の満了の日の属する年度において、市長が別に定める期間（以下この項において「更新申請期間」という。）内に、越谷市介護人材採用・育成事業者認証更新申請書（第7号様式）により市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該更新申請期間内にその申請をすることができないときは、この限りでない。

(変更の届出)

第9条 認証事業所等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更した場合は、その変更が生じた日から30日以内に越谷市介護人材採用・育成事業者認証内容変更届出書（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 認証事業所等の所在地
- (2) 認証事業所等の名称
- (3) 認証対象サービスの種類

(認証の辞退)

第10条 認証事業所等は、認証を辞退しようとするときは、越谷市介護人材採用・育成事業者認証辞退届（第9号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(認証の失効)

第11条 認証事業所等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第6条第1項から第3項の規定による認証は、その効力を

失う。

- (1) 当該認証の有効期間が経過したとき。
- (2) 認証事業所等の事業者が解散したとき。
- (3) 認証対象サービスのすべてを休止又は廃止したとき。
- (4) 次条の規定による認証の取消しをされたとき。

(認証の取消)

第12条 市長は、認証事業所等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (3) その他認証の継続が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、認証事業所等が前項各号いずれかに該当するおそれがあると認めるときは、意見聴取又は実地確認を行うことができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該認証事業所等に対し、意見聴取又は実地検査を行う旨を通知し、当該認証事業所等は、その通知を受けたときは、意見聴取又は実地検査に誠実に協力するものとする。

4 市長は、第1項の規定による認証の取り消しを決定したときは、越谷市介護人材採用・育成事業者認証取消通知書（第10号様式）により当該者に対し通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(検討等)

2 越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度については、本要領の施行

後3年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

別表第1（第2条関係）

認証対象サービス	事業所等
介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設
指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具購入
指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

別表第2（第3条関係）

宣言	「私たちは、職員の働きやすい環境を整備し、人材の確保・育成を積極的に進めるとともに、利用者サービスの向上や社会貢献に努めることで、越谷の介護向上に貢献することを宣言します。」
----	---



別表第3（第3条関係）

区分	認証項目
採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページに法人理念又は運営方針を掲載していること。</li> <li>・ ホームページに勤務シフトの例（夜勤数又は休日数を含む。）を掲載していること。</li> <li>・ ホームページに諸手当（家族、交通、資格等）又は福利厚生の内容を掲載していること。</li> <li>・ 離職率を算定していること。</li> </ul>
育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人理念又は運営方針を職員に周知していること。</li> <li>・ 毎年、全職員との面談を実施していること。</li> <li>・ 毎年、人事評価とフィードバックを実施していること。</li> <li>・ 職位・職責・職務内容に応じた任用要件及び賃金体系の整備していること。</li> <li>・ ハラスメント対策への取組を実施していること。</li> <li>・ 介護福祉士等の資格取得のための支援又は外部研修の受講支援を行っていること。</li> <li>・ OJT制度を導入していること。</li> <li>・ 職員育成方針、研修計画・キャリアアップイメージを策定していること。</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故又はトラブルへの対応マニュアル等を作成していること。</li> <li>・ 利用者又はその家族向けの相談・苦情窓口の設置並びにその積極的な周知及び案内を行っていること。</li> <li>・ 技術向上に係る研修の実施又は業務マニュアル等を作成していること。</li> <li>・ 災害又は感染症対策に係る業務マニュアル等を作成していること。</li> </ul>
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域行事への参加その他の社会貢献実績があること。</li> </ul>

別表第4（第3条関係）

区分	認証項目
採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページに職員育成方針又は研修・キャリアアップイメージを掲載していること。</li> <li>・ 有給休暇の取得又は労働時間縮減のための取組を実施していること。</li> <li>・ 年間平均休日数及び有給休暇取得日数・取得率を算定していること。</li> <li>・ 過去3年間のうち、離職率が県平均を下回った年が1年以上あること。</li> <li>・ ホームページに新規職員の初任給及び将来の年収目安を掲載していること。</li> <li>・ 法人ホームページ、ハローワーク活用、求人広告掲載等の多角的な採用活動を実施していること。</li> <li>・ ホームページに産休又は育休からの職場復帰に関する取組内容を公表していること。</li> </ul>
育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の健康管理（メンタルヘルスを含む。）のための相談体制を構築し、かつ、周知していること。</li> <li>・ 自らを取り巻く環境又は今後の課題について話し合う機会を設けていること。</li> <li>・ 経験、資格又は評価のいずれかに応じた昇給制度を導入していること。</li> <li>・ 子育て・介護のための特別休暇、事業所内託児施設等の次世代育成支援を推進する取組を行っていること。</li> <li>・ OJT指導者を対象とした研修を実施していること。</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護機器、介護ロボット、ICT等を導入し、かつ、その概要をホームページ等へ掲載していること。（注） （注：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護のみ）</li> <li>・ 家族のため、ホームページでイベント等における利用者の様子を紹介していること。</li> <li>・ 感染症対策に係る備蓄品の備え及びシミュレーション等の実施をしていること。</li> </ul>
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの開催、学生の見学の受け入れ等、地域に開かれた事業運営を行っていること。 （注：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護のみ）</li> <li>・ 障がい者を有する者、外国人等の働きやすい職場環境を構築していること。</li> <li>・ 次に掲げる社会貢献活動のいずれかの取組を実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度</li> <li>○ 地域の高齢者を対象とした無料又は低額の見守りサービス等のサービス</li> <li>○ 被災地支援</li> <li>○ その他、特に優れていると認められる社会貢献活動</li> </ul> </li> </ul>

第1号様式（第4条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請書（1つ星）

年 月 日

越 谷 市 長 宛

（申請者）住所

法人の名称

代表者の職・氏名

「越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度」の認証評価申請に当たり、下記の事項について事実と相違ないことを申告の上、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第4条第1項第1号の規定に基づき、1つ星認証を申請します。

記

- ・ 取組宣言の内容に賛同する。
- ・ 越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第4条第2項各号に定められている欠格条項に該当しない。

（提出書類）別紙1 取組宣言

越谷市長

取 組 宣 言

私たちは、職員の働きやすい環境を整備し、人材の確保・育成を積極的に進めるとともに、利用者サービスの向上や社会貢献に努めることで、越谷の介護向上に貢献することを宣言します。

年 月 日

法人名  
代表者 職・氏名

第2号様式（第4条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請書（2つ星）

年 月 日

越 谷 市 長 宛

（申請者）住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

「越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度」の認証評価申請に当たり、下記の事項について事実と相違ないことを申告の上、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第4条第1項第2号の規定に基づき、2つ星認証を申請します。

記

- ・ 1つ星の基準を満たしている。

（添付書類）別紙2 2つ星認証基準適合審査票

別紙 2

2 つ星認証基準適合審査票

1 事業者 所在地  
法人名

2 事業所 所在地  
名 称

サービス種類

---

---

---

---

---

3 認証基準適合状況 1 つ星認証 取得済み

① 採用

適否	項目	状況
	ホームページに法人理念や運営方針を掲載	
	ホームページに勤務シフト例（夜勤数や休日数を含む）を掲載	
	ホームページに諸手当（家族、交通、資格等）、福利厚生の内容を掲載	
	離職率を算定	

② 育成

適否	項目	状況
	法人理念や運営方針を職員に周知	
	毎年、全職員との面談を実施	
	毎年、人事評価とフィードバックを実施	
	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系整備	
	ハラスメント対策への取り組みを実施	
	介護福祉士等の資格取得のための支援、外部研修の受講支援	
	OJT制度を導入	
	職員育成方針、研修計画・キャリアアップイメージを策定	

③ サービス

適否	項目	状況
	事故、トラベルへの対応マニュアル等の作成	
	利用者やその家族向けの相談・苦情窓口設置及び積極的な周知・案内	
	技術向上に係る研修の実施や業務マニュアル等の作成	
	災害、感染症対策に係る業務マニュアル等の作成	

④ 社会貢献

適否	項目	状況
	地域行事への参加等、社会貢献実績がある	



第3号様式（第4条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請書（3つ星）

年 月 日

越 谷 市 長 宛

（申請者）住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

「越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度」の認証評価申請に当たり、下記の事項について事実と相違ないことを申告の上、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第4条第1項第3号の規定に基づき、3つ星認証を申請します。

記

- ・ 1つ星及び2つ星の基準を満たしている。

（添付書類）別紙3 3つ星認証基準適合審査票

別紙 3

3 つ星認証基準適合審査票

1 事業者 所在地  
法人名

2 事業所 所在地  
名 称

サービス種類

---



---



---



---



---

3 認証基準適合状況 1 つ星及び 2 つ星認証 取得済み

① 採用

適否	項目	状況
	ホームページに職員育成方針、研修・キャリアアップイメージを掲載	
	有給休暇の取得又は労働時間縮減のための取り組みを実施	
	年間平均休日数、有給休暇取得日数・取得率を算定	
	過去 3 年間のうち、離職率が県平均を下回った年が 1 年以上ある	
	ホームページに新規職員の初任給と将来の年収目安を掲載	
	多角的な採用活動を実施（法人ホームページ、ハローワーク活用、求人広告掲載等）	
	ホームページに産休・育休からの職場復帰に関する取組内容を公表	

② 育成

適否	項目	状況
	職員の健康管理 (メンタルヘルスを含む)のための 相談体制を構築・ 周知	
	自法人・事業所を 取り巻く環境や今 後の課題について 話し合う機会を設 けている	
	経験、資格、評価 のいずれかに応じ た昇給制度導入	
	次世代育成支援を 推進する取り組み (子育て・介護の ための特別休暇、 事業所内託児施設 等)	
	OJT指導者を対 象とした研修の実 施	

③ サービス

適否	項目	状況
	<p>介護機器や介護ロボット、ICT等を導入し、かつその概要をホームページ等へ掲載            (注：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護のみ)</p>	
	<p>家族のため、ホームページで利用者の様子(イベント等)を紹介</p>	
	<p>感染症対策に係る備蓄品の備え及びシミュレーション等の実施</p>	

④ 社会貢献

適否	項目	状況
	<p>イベントの開催や学生の見学の受け入れ等、地域に開かれた事業運営            (注：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護のみ)</p>	
	<p>障がい者を有する者や外国人等の働きやすい職場環境を構築</p>	
	<p>以下に掲げる社会貢献活動のうち、一つ以上の取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度</li> <li>○ 地域の高齢者を対象とした無料(若しくは低額)のサービス(見守りサービス等)</li> <li>○ 被災地支援</li> <li>○ その他、特に優れていると認められる社会貢献活動</li> </ul>	

第4号様式（第4条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証申請取下申出書

年 月 日

越 谷 市 長 宛

（申請者）住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

年 月 日付で提出した下記の申請について、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第4条第3項の規定に基づき、取下げます。

記

（取下げの理由）

第5号様式（第6条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けの申請については、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第6条の規定に基づき、下記のとおり認証したので通知します。

記

1 認証区分

第 6 号様式（第 6 条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者不認証通知書

第 年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けの申請については、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第 6 条の規定に基づき認証しなかったので通知します。

記

- 1 認証しなかった理由



第7号様式（第8条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証更新申請書

年 月 日

越谷市長 宛

（申請者）住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第8条の規定に基づき、次のとおり更新を申請します。

記

1	認証の内容	認証ランク			
		認証（更新）日	年	月	日
		認証（更新）番号			

第 8 号様式（第 9 条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証内容変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

（申請者）住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第 9 条の規定に基づき、次のとおり変更を届出します。

記

- 1 認証の内容      認証ランク  
                    認証（更新）日                      年      月      日  
                    認証（更新）番号
- 2 変更事項及び内容

第9号様式（第10条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証辞退届

年 月 日

越谷市長 宛

(申請者) 住所  
法人の名称  
代表者の職・氏名

越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第10条の規定に基づき、次のとおり認証を辞退します。

記

- 1 認証の内容      認証ランク  
                    認証（更新）日                      年      月      日  
                    認証（更新）番号
- 2 辞退の理由

第10号様式（第12条関係）

越谷市介護人材採用・育成事業者認証取消通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付けで行った認証について、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領第12条の規定に基づき取り消したので通知します。

記

- 1 取り消しの内容 認証ランク  
認証（更新）番号
- 2 取り消した理由